

寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第29号

寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則の一部を改正する規則

寒河江市公の施設に係る使用料徴収委託規則（平成18年市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 寒河江市市民浴場

附 則

この規則は、公布の日から施行する。